

2020年2月27日 全10頁

# 2020年以降の制度改正予定（バーゼル規制）

金融調査部 主任研究員 金本悠希

## [要約]

- 2020年以降も様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうちバーゼル規制等に関連する主な動きをまとめ、簡単な解説を加えた。
- 国内基準行に対して、他の金融機関への出資を制限する規制（ダブルギアリング規制）が緩和される予定である（適用時期未定）。地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資する一定の出資は、同規制の適用が除外される。
- 2020年4月1日から、大口信用供与等規制が改正される。主な改正は、ファンド・証券化商品へのルックスルー方式の導入、信用リスク削減手法を適用している場合に保全額を担保等提供者への信用供与等として計上すること、コールローン勘定を適用対象とする（償還期限が日中以外のもの）ことが挙げられる。
- 2022年3月31日から、バーゼルⅢの最終化が適用される見込みである。それに向け、金融庁は2020年6月末までに規則案を公表予定である。バーゼルⅢの最終化では、信用リスクに係る標準的手法・内部格付手法の見直し、マーケット・リスク相当額及びオペレーショナル・リスク相当額の見直しなどが行われる。

## はじめに

2020年にも様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうちバーゼル規制（銀行の自己資本比率規制）等に関連する主な動きをまとめた。

なお、内容や実施時期などについては、予定ベース、予想ベースのものが含まれていることを、あらかじめお断りしておく。

## 1. 2020年以降の制度改正（バーゼル規制関連）

バーゼル規制等に関連する2020年以降に予定される主な制度改正は図表1の通りである。

図表 1 主な制度改正の見通し（バーゼル規制関連）

時期	事項
(時期不明)	◆国内基準行に対するダブルギアリング規制の緩和
<b>2020年</b>	
4月1日	◆大口信用供与等規制の見直し
<b>2021年</b>	
3月31日	◆野村ホールディングス（野村 HD）に対する TLAC 規制の導入（リスクアセット比 16%、総エクスポージャー比 6%）
<b>2022年</b>	
3月31日	◆G-SIBs（3メガバンク）に対する TLAC 規制の水準引き上げ（リスクアセット比 18%、総エクスポージャー比 6.75%）
3月31日（見込み） （※1）	◆信用リスクに係る標準的手法・内部格付手法の見直しの施行 ◆マーケット・リスク計測手法の見直しの施行 ◆オペレーショナル・リスク計測手法の見直しの施行 ◆資本フロアの導入（※2） ◆G-SIBs へのレバレッジ比率のバッファの導入
<b>2024年</b>	
3月31日	◆野村 HD に対する TLAC 規制の水準引き上げ（リスクアセット比 18%、総エクスポージャー比 6.75%）

（※1）バーゼル銀行監督委員会の規則では1月1日導入とされているが、我が国では3月31日導入見込み。

（※2）2022年（50%）から2027年（72.5%）まで5年間かけて段階的に水準を引き上げ。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

## 2. 国内基準行に対するダブルギアリング規制の緩和

自己資本比率規制では、金融機関の経営破綻の影響が他の金融機関に波及すること（システムック・リスク）を抑制するため、銀行が他の金融機関に対して行う一定の出資等を、出資元である銀行の自己資本から控除することとしている（ダブルギアリング規制）。具体的には、(a)自己資本比率を向上させるための意図的持ち合いに該当する資本調達手段や、(b)銀行が他の金融機関の普通株式<sup>1</sup>を自行の自己資本の10%を超えて保有している部分は、自行の自己資本から控除される。

現行規制において上記(b)には、出資先の危機時の救済のための出資については、金融庁の承認があれば、承認された期間、自行の自己資本から控除しないという特例が認められている。

金融庁は2019年11月に、国内基準行に対して特例を拡充する案を公表した<sup>2</sup>。具体的には、国内基準行が行う持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある先への出資等についても、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資すると認められるものについては、こうした特例承認の対象とするとしている。改正案の適用時期は改正告示等の公布の日とされており、現時点では不明である。

<sup>1</sup> 又は強制転換条項付優先株式。

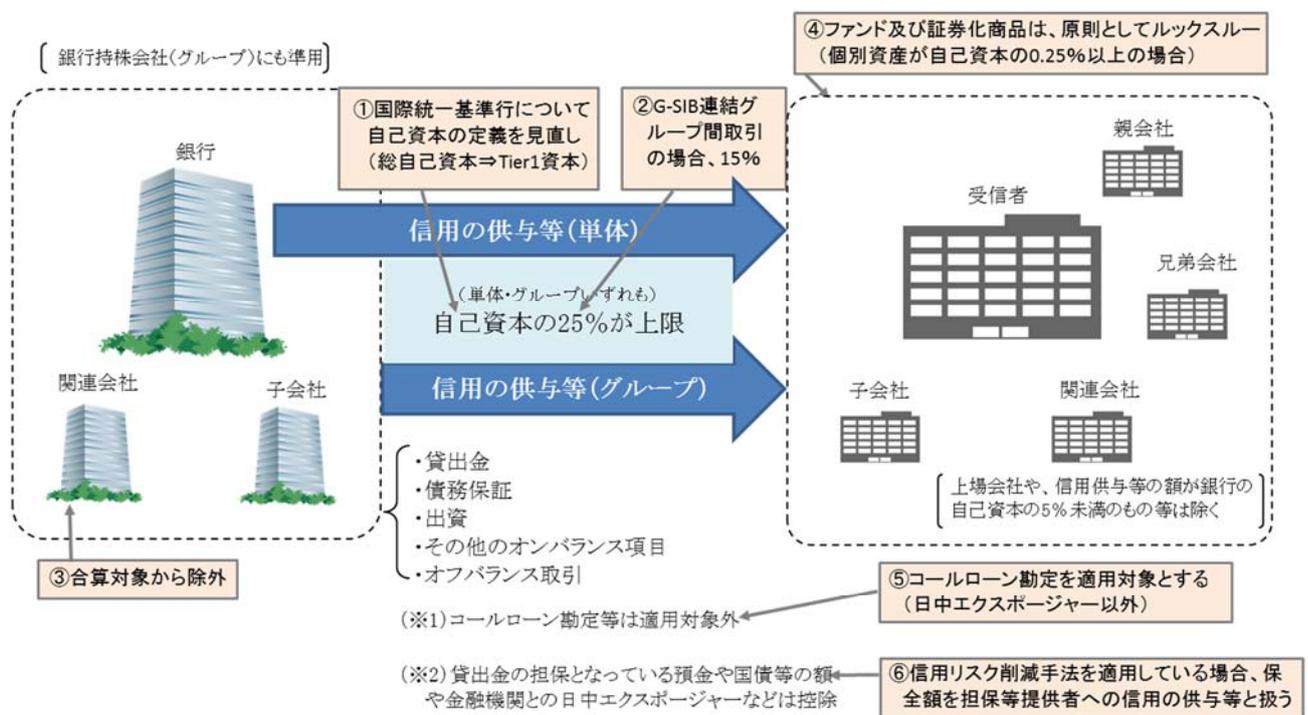
<sup>2</sup> 信用金庫、信用協同組合等についても同様の改正案が公表されている。金融庁ウェブサイト ([https://www.fsa.go.jp/news/rl/ginkou/20191129\\_1.html](https://www.fsa.go.jp/news/rl/ginkou/20191129_1.html)) 参照。さらに、2020年1月に、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合等についても同様の改正案が公表されている。金融庁ウェブサイト ([https://www.fsa.go.jp/news/rl/ginkou/20200110\\_1.html](https://www.fsa.go.jp/news/rl/ginkou/20200110_1.html)) 参照。

### 3. 大口信用供与等規制の見直し（2020年4月1日から）

銀行は、経営のリスク分散等のため、大口信用供与等規制が課せられている。大口信用供与等規制とは、銀行が単体及びグループで行う、ある受信者グループに対する信用の供与等（貸出・債務保証・出資等）の額は、原則として自己資本の額の25%以下としなければならないという規制である。銀行持株会社がグループで行う信用の供与等にも準用されている。

大口信用供与等規制が2020年4月1日から改正される（経過措置は設けられていない<sup>3</sup>）。主な改正内容として、ファンド・証券化商品へのルックスルー方式の導入、信用リスク削減手法を適用している場合に保全額を担保等提供者への信用供与等として計上すること、コールローン勘定を適用対象とする（償還期限が日中以外のもの）ことが挙げられる（図表2参照）。

図表2 大口信用供与等規制の改正（表中の①～⑦が主な見直し項目）（イメージ）



#### 【適用除外】

- ◇ 国、地方公共団体、政府系機関等への信用の供与等
- ◇ 信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等
- ◇ 上限額を超過したことがやむを得ないとされる一定の場合で、内閣総理大臣の承認を受けた場合

⑦範囲を明確化

（出所）改正を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

#### （主な関連レポート）

拙稿「大口信用供与等規制の改正（確定版）」（2019年12月11日大和総研レポート）

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20191211\\_021182.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20191211_021182.html)

鈴木利光「大口信用供与等規制の細則の見直し①②③」（2014年11月20日、12月8日大和総研レポート）

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20141120\\_009160.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20141120_009160.html)

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20141120\\_009168.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20141120_009168.html)

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20141208\\_009231.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20141208_009231.html)

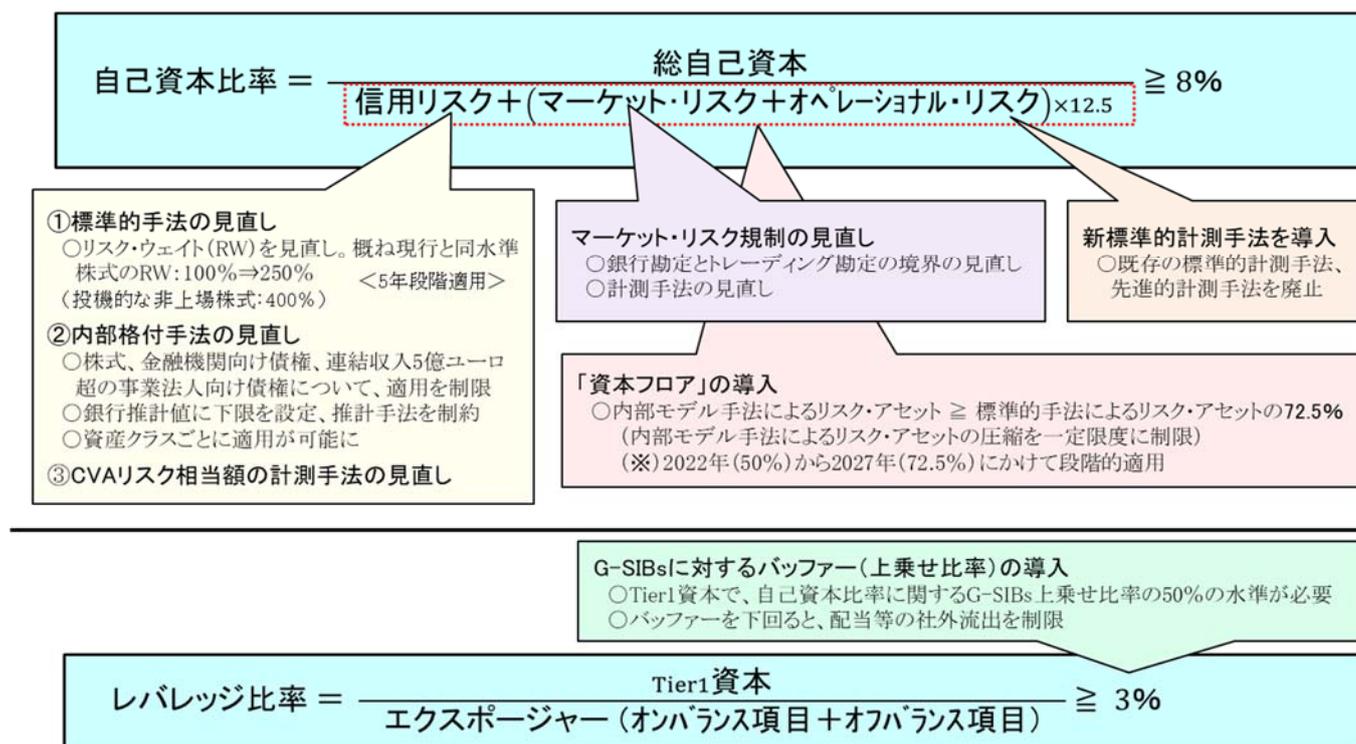
<sup>3</sup> ただし、同時に公表された信用金庫、信用協同組合に関する大口信用供与等規制の改正においては、ルックスルー方式の導入は「当分の間、適用しない」とされている。

## 4. バーゼルⅢの最終化の施行（2022年3月31日からの見込み）

### （1）全体像

2017年12月、バーゼルⅢの最終化が合意された。バーゼルⅢの最終化の全体像は図表3の通りである。以下、主な見直しについて解説する。

図表3 バーゼルⅢの最終化の全体像（※）



(※) マーケット・リスク規制の見直しはバーゼルⅢの最終化以前にいったん合意されていたが、バーゼルⅢの最終化の際に、施行時期がバーゼルⅢの最終化と同じ時期(2022年1月1日)に変更された。

(出所) バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」(2017年12月)を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

バーゼルⅢの最終化の内容は、我が国では2022年3月31日から適用見込みである。金融庁は、「バーゼルⅢの最終化の国内実施に向けて、関係者と十分な対話を行った上で、2020年6月末までに規則案を公表する」<sup>4</sup>予定である。ただし、バーゼルⅢの最終化の直接的な適用対象は国際統一基準行であり、国内基準行にも同様の見直しが行なわれるかは現時点では不明である。

### （2）信用リスクの標準的手法の見直し

信用リスクの標準的手法の見直しの概要は図表4の通りである。

<sup>4</sup> 金融庁「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元事務年度)」p.123 参照。

図表 4 標準的手法の見直しの概要

	現行規則	最終規則 (※1)
リスク・ウェイト (RW) の見直し		
銀行向け債権	①ソブリンの外部格付、又は ②貸出先の外部格付を参照 (各国裁量) RW=20~150%	①貸出先の外部格付、又は ②自己資本比率規制等の充足度を参照 RW=20~150%
事業法人向け債権	外部格付を参照 RW=20~150% (無格付の場合、100%)	外部格付を参照 RW=20%~150% (無格付の場合、中堅中小企業は <b>85%</b> 、それ以外は 100%)
株式	RW=100%	RW= <b>250%</b> (※2) (投機的な非上場株式： <b>400%</b> )
劣後債	RW=100% (銀行向けの場合) 外部格付を参照 (法人向けの場合)	RW= <b>150%</b>
リテール (中小企業、個人向け)	RW=75%	RW=75% (トランザクターは <b>45%</b> (※3))
不動産担保債権 (居住用不動産)	・RW=35% (LTV(注)が 100%以下の場合) ・RW=75% (LTV100%超)	LTV(注)を参照 RW=20~70% (※4)
不動産担保債権 (商業用不動産)	RW=100%	債務者の RW (LTV60%以下の場合 60%が上限) (※4)
与信相当額の算出方法の見直し		
コミットメントの掛 け目 (CGF)	・無条件で取消可能=0% ・その他=20% (1年以内)、50% (1年超)	・無条件で取消可能= <b>10%</b> ・その他=40%

※1：中央政府・中央銀行・公共部門向け債権の取り扱いは、現行規則から変更なし。

※2：5年間の経過措置有り (適用初年度のRWを100%とし、RWを30% (投機的な非上場株式：60%) ずつ引き上げ)。

※3：クレジットカード与信のうち過去12カ月間に返済遅延のない債務者向け与信、又は、過去12カ月間に引出実績のない当座貸越。

※4：不動産担保債権について、返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合、より保守的なRWを適用。(引用者注) LTV (Loan To Value) は、不動産担保債権の額を担保価値で割った比率。

(出所) 金融庁/日本銀行『信用リスク (標準的手法)』の概要 (2018年2月) を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

#### (ア) 銀行向け債権

銀行向け債権は、バーゼル銀行監督委員会の現行規則に基づき、我が国ではソブリンの外部格付に対応するRWとされているため、我が国の銀行向け債権は20%となる。

バーゼルⅢの最終化で合意された規則 (最終規則) では、原則として貸出先の銀行の外部格付<sup>5</sup>に応じたRWとされる (図表5参照)。ただし、貸出先の評価 (デュー・ディリジェンス) を実施した結果、外部格付よりも高いリスクが判明した場合、少なくとも1段階高いRWを適用しなければならない。

一方、無格付の場合は、貸出先の銀行の自己資本比率規制等の充足度に応じたRWとされる (図表5参照)。ただし、自己資本比率規制等は国際統一基準が前提とされており、国内基準の扱いについては現時点で不明である。

<sup>5</sup> 外部格付は、原則として、貸出先の銀行が破綻に陥った場合に政府支援を受ける蓋然性を加味しないものでなければならない。ただし、各国裁量で、当初5年間は政府支援を加味した外部格付を参照することも認められる。

図表 5 銀行向け債権の RW

## ◆有格付の場合

	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満
長期債権	20%	30%	50%	100%	150%
短期債権(※)	20%	20%	20%	50%	150%

(※) 原契約の満期が3カ月以下の債権、又は原契約の満期が6カ月以下の貿易金融関連債権。

## ◆無格付の場合

貸出先の銀行の自己資本比率規制等の充足度		長期債権	短期債権
「規制の最低水準＋バッファー」を満たす	普通株式等 Tier1 比率が14%以上、かつ Tier1 レバレッジ比率が5%以上	30%	20%
	上記以外	40%	20%
「規制の最低水準（バッファーを除く）」を満たす		75%	50%
「規制の最低水準（バッファーを除く）」を満たしていない 直近1年間で監査人が不適正意見又は継続企業の前提に重要な疑義を表明		150%	150%

(出所) パーゼル銀行監督委員会「パーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」(2017年12月)を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## (イ) 事業法人向け債権

事業法人向け債権については、最終規則では一部の外部格付について RW が引き下げられる(図表6参照。劣後債については後述)。ただし、デュー・ディリジェンスを実施した結果、外部格付よりも高いリスクが判明した場合、少なくとも1段階高い RW を適用しなければならない。

無格付の場合、グループの年間売上高が5,000万ユーロ以下の中小企業(中堅企業)に該当すれば、RW が引き下げられる(図表6参照)。

図表 6 事業法人向け債権の RW

	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～ BBB-	BB+～BB-	BB-未満	無格付 (中堅企業)	無格付 (その他)
現行規則	20%	50%	100%	100%	150%	100%	100%
最終規則	20%	50%	75%	100%	150%	85%	100%

(出所) パーゼル銀行監督委員会「パーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」(2017年12月)を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## (ウ) 株式

株式は、現行規則では100%の RW が適用される。最終規則では、原則的扱いと「投機的な非上場株式」に区分された上で、それぞれ250%と400%に引き上げられる。ただし、引き上げは2023年から2027年にかけて段階的に行われる(2022年は100%で据え置き。図表7参照)。

「投機的な非上場株式」は、短期で売却する目的で投資する非上場株式や、銀行がベンチャーキャピタルへの投資等で保有する非上場株式が該当する。ただし、長期的な取引関係を構築している(又は構築しようとしている)顧客法人の非上場株式や、事業再編のためのデット・エクイティ・スワップにより取得した非上場株式は投機的な非上場株式に含まれない。

図表 7 株式のリスク・ウェイト引き上げ

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
株式（下記以外）	100%	130%	160%	190%	220%	250%
投機的な非上場株式	100%	160%	220%	280%	340%	400%

（注）各年の1月1日時点（ただし、我が国では3月31日時点とされる見込み）。

（出所）パーゼル銀行監督委員会「パーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」（2017年12月）を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

### （エ）劣後債

現行規則において、劣後債は、事業法人発行のものは事業法人向け債権として外部格付に応じて20%～150%のRWが適用される。一方、金融機関発行のものは、原則として100%のRWが適用され、意図的相互持ち合いや10%超出資している金融機関発行のもの等<sup>6</sup>は、自行の自己資本から控除される。

最終規則では、劣後債は、事業法人発行のものと金融機関発行のものいずれも、原則として150%のRWが適用される。ただし、金融機関発行のものは、引き続き、意図的相互持ち合いや10%超出資している金融機関発行のもの等は、自行の自己資本から控除される。自己資本控除の対象とならない「その他 TLAC 債」は劣後債と扱われる<sup>7</sup>。

なお、我が国の自己資本比率規制における現行の国内基準では、金融機関発行の劣後債は250%のRWが適用されているが、この扱いが見直されるかは現時点で不明である。

### （オ）クレジットカード与信（リテール向け債権、コミットメントの掛け目関連）

現行規則において、クレジットカード与信は、リテール向け債権に該当すれば75%のRWが適用される。最終規則では、リテール向け債権のうち、クレジットカード与信で、過去12カ月間に返済遅延のない債務者向け与信に該当すれば、45%のRWが適用される<sup>8</sup>。

クレジットカード与信は、すでに与信している額以外の部分は貸出枠である。貸出枠は「任意の時期に無条件で取り消し可能なコミットメント」として、その想定元本額に一定の掛け目をかけた額が与信相当額となる。しかし、現行規則では、任意の時期に無条件で取り消し可能なコミットメントに適用される掛け目は0%とされているため、貸出枠の与信相当額は0となる。一方、最終規則では、当該掛け目は10%に引き上げられる。

<sup>6</sup> 少数出資金融機関（出資比率10%以下）が発行している資本調達手段（普通株式、その他 Tier1 資本調達手段、Tier2 資本調達手段（一定のその他 TLAC 調達手段を含む）を、自行の普通株式等 Tier1 資本の10%超保有していれば、超過部分を各資本調達手段の金額に応じて案分した額が自行の各自己資本から控除される。

<sup>7</sup> 我が国の国内基準については、TLAC（総損失吸収力）保有規制（2019年3月31日適用開始）の経過措置として、既発行のその他 TLAC 債（2019年3月31日において保有し、その保有を継続しているものに限る。）については、2019年3月31日以降10年間は金融機関向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトの適用が認められている。この点について、金融庁は、「信用リスクの標準的手法の見直しの国内実施以降も、国内基準行における既発行のその他 TLAC 適格商品（2019年3月31日において保有し、その保有を継続しているものに限る。）に係る10年間の経過措置については継続する方針である」としている（金融庁「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」（2018年4月13日改訂））。

<sup>8</sup> このようにRWが引き下げられる債権を「トランザクター」と呼ぶ。トランザクターには、他に、過去12カ月間に引出実績のない当座貸越も含まれる。

例えば、クレジットカード与信（過去12カ月間に返済遅延のない債務者向け与信に該当）が40万円で、残りの貸出枠が60万円の場合を考える。現行規則では、（貸出枠の与信相当額は0のため）信用リスク・アセットの額は40万円×75%=30万円となる。一方、最終規則では、貸出枠60万円の10%である6万円が与信相当額とされるため、信用リスク・アセットの額は（40万+6万円）×45%=20.7万円となると考えられる。

### （3）信用リスクの内部格付手法の見直し

内部格付手法とは、銀行の内部格付に応じて推計したデフォルト率（PD）等を、所定の算式に代入して信用リスク・アセットの額を算出する方法である。内部格付手法を採用する場合、要件を満たした上で当局の承認を得ることが必要である。

バーゼルⅢの最終化では、図表8のように、内部格付手法の利用が制限される。

図表8 内部格付手法の利用の制限

資産区分	標準的手法	内部格付手法(※)	
		基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
株式	○	×	×
金融機関向け債権（銀行、その他金融機関）	○	○	×
事業法人向け債権	連結収入が5億ユーロ超	○	×
	連結収入が5億ユーロ以下	○	○

(※) 事業法人等向けエクスポージャーについて、デフォルト率（PD）のみを銀行が推計する手法を「基礎的内部格付手法」、デフォルト率だけでなくデフォルト時損失率（LGD）・デフォルト時エクスポージャー額（EAD）も銀行が推計する手法を「先進的内部格付手法」と呼ぶ。

(出所) バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」（2017年12月）を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

さらに、基礎的内部格付手法のパラメータが見直され、事業法人向け債権のデフォルト時損失率（LGD）が45%から40%に引き下げられる。また、内部格付手法における銀行の推計値の下限が引き上げられ、PDの下限が現行規則の0.03%から0.05%に引き上げられる。

現行規則では、内部格付手法を採用する場合、規模やリスク特性の観点から重要な資産区分に対しては全て内部格付手法を適用することが求められる。最終規則では、以下の資産区分ごとに内部格付手法の適用が可能になる。

①金融機関向け債権	⑤適格リボルビング型リテール向け債権
②事業法人向け債権（特定貸付債権、購入債権を除く）	⑥居住用不動産リテール向け債権
③特定貸付債権	⑦その他リテール向け債権（リテール型購入債権を除く）
④事業法人型購入債権	⑧リテール型購入債権

#### (4) マーケット・リスク規制の見直し

##### (ア) トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直し

現行規則では、ある金融商品を銀行勘定とトレーディング勘定のどちらに計上するかは、銀行がトレーディングの意図を有しているかという主観的な基準で判定される。

バーゼルⅢの最終化では、原則としてトレーディング勘定に計上される商品と、銀行勘定に計上される商品が明確化され、上場株式や一定のファンド持分（投資信託など）は原則としてトレーディング勘定に計上される商品とされた。ただし、原則としてトレーディング勘定に計上される商品でも、銀行が当局にトレーディング目的で保有していない証拠を提出し、当局の承認が得られた場合は、銀行勘定に計上することができる。

##### (イ) マーケット・リスク相当額の計測手法の見直し

現行規則では、マーケット・リスク相当額の計測手法として、ポジション額に所定のリスク・ウェイトをかけて算出する標準的方式と、当局の承認を得て銀行の内部モデルにより算出する内部モデル方式が認められている。

バーゼルⅢの最終化では、標準的方式と内部モデル方式の各算出方法が見直された。さらに、簡素で小規模な（具体的水準は不明）トレーディング勘定を有する銀行に対しては、現行規則における標準的方式による算出額に所定の掛け目をかけた額をマーケット・リスク相当額とする簡易的な手法も認められた。

なお、我が国の自己資本比率規制では、以下の条件を満たす場合、マーケット・リスク相当額を算入しないことができるため、多くの銀行はマーケット・リスク相当額を算入していない<sup>9</sup>。

- ① トレーディング勘定の資産・負債の合計額が、1,000 億円未満、かつ、総資産の 10% 未満であること
- ② 自己資本比率の直近の算出基準日において、マーケット・リスク相当額を算入していないこと

#### (5) オペレーショナル・リスク相当額の計測手法の見直し

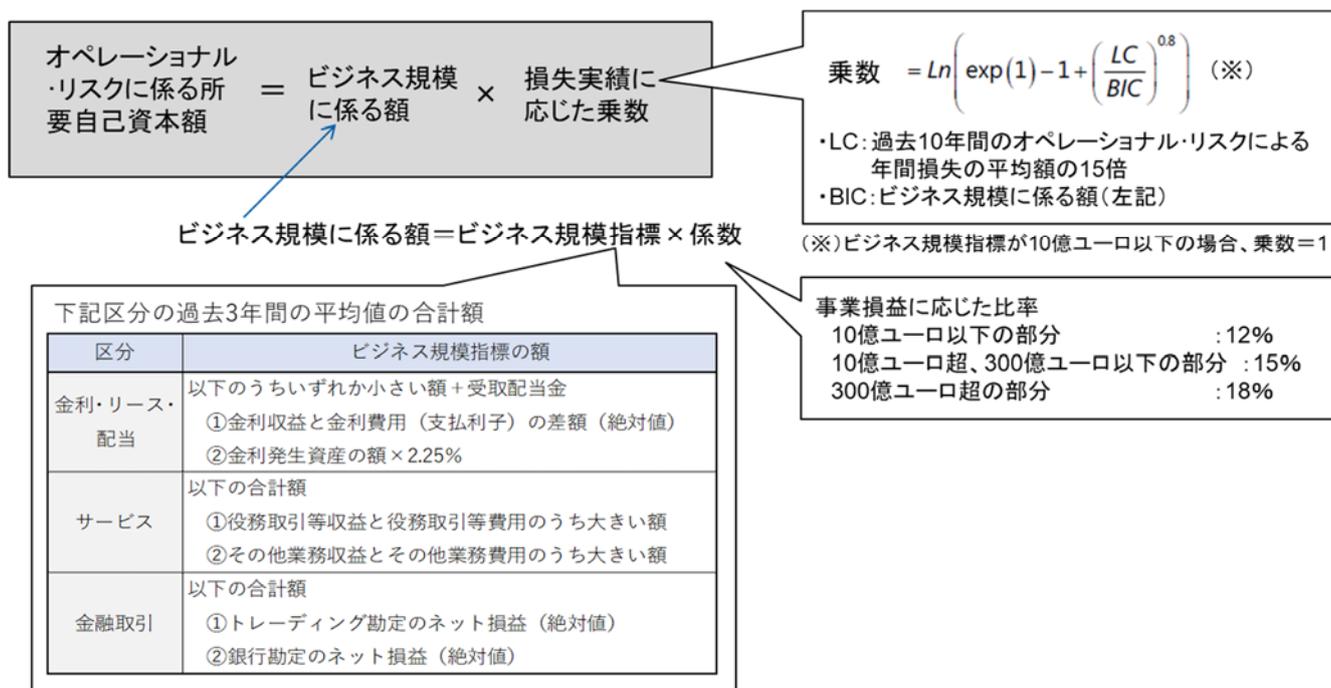
現行規則では、オペレーショナル・リスク相当額の計測手法として、基礎的手法、粗利益配分手法、先進的計測手法が認められている。

最終規則では、これらの手法が廃止され、新たな標準的計測手法に一本化される（図表 9 参照）。新たな標準的計測手法では、オペレーショナル・リスク相当額は、銀行のビジネス規模に係る額に、過去のオペレーショナル・リスク損失実績に応じた乗数をかけて算出される。そのため、過去の損失額が大きいほど所要自己資本額が大きくなる。ビジネス規模に係る額は、資金利益（リース含む）・配当、役務収益、金融取引の規模を反映した額である。

<sup>9</sup> 本特例はバーゼル銀行監督委員会の現行規則で明文上認められたものではなく、我が国独自の扱いである。

新たな標準的計測手法では、オペレーショナル・リスクに関する損失データについて一定の要件を満たすことが求められる。具体的には、原則として過去10年分の損失データが利用可能であること、損失データが全ての主要な業務・エクスポージャーをカバーしていること、計測に用いる損失データは2万ユーロ<sup>10</sup>以上の全ての損失(ネット・ベース)であること等が求められる。

図表9 オペレーショナル・リスク相当額の新たな標準的計測手法



(出所) バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」(2017年12月)を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

(主な関連レポート)

拙稿「『バーゼルⅢ』、ついに最終合意」(2017年12月8日大和総研レポート)

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20171208\\_012538.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20171208_012538.html)

拙稿「2019年以降の制度改正予定(バーゼル規制編)」(2019年1月25日大和総研レポート)

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190125\\_020597.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190125_020597.html)

拙稿「マーケット・リスク相当額の計測手法の見直し(上)(下)」(2019年4月10日大和総研レポート)

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190410\\_020736.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190410_020736.html)

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190410\\_020738.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190410_020738.html)

(以上)

<sup>10</sup> 当局裁量により10万ユーロとすることも認められる。